第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

(1)関係団体等との連携

計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭を はじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

(2)計画内容の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広 く市民への周知を図るとともに、これらに対する市民意見の聴取に努め、行動計画の推進に適宜反 映していきます。

2 推進体制

本計画の基本理念「子どもと地域が伸び伸び育つまち」の実現のため、今後も、福祉・保健・教育・医療などの関係各課が連携し、全庁的な体制のもと、本計画の推進を図ります。

3 計画の進捗状況の管理・評価

(1)計画の進行管理

計画の進捗管理については、前期計画と同様に、関係団体や学識経験者、市民代表等からなる「次世代育成支援対策推進協議会」において、計画の進捗状況を確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

(2) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に 的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応 するために必要に応じて適宜見直しを行います。